

大阪市告示第461号

次の金融機関の店舗について、所在地変更の届出があったので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第168条第8項及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第22条の2第3項の規定に基づき告示する。

令和8年3月31日

大阪市長 横山英幸

金融機関名	店舗名	所在地		変更年月日
京都銀行	城東支店	変更前	〒536-0005 大阪市城東区中央1-8-27	令和8年 4月6日
		変更後	〒541-0043 大阪市中央区高麗橋2-2-14	
	寝屋川支店	変更前	〒572-0837 寝屋川市早子町14-15	令和8年 5月18日
		変更後	〒572-0042 寝屋川市東大利町2-7	

(会計室会計管理担当)